

建設コンサルタント業務等の低入札対策について

平成21年2月10日改正

平成21年2月13日以降適用

＜入口対策＞

対策１：配置予定技術者の制限又は品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下のいずれかを選択することを義務付け

- ①「配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、過去５年間の同種業務における業務成績が７５点以上の担当技術者を配置」
- ②「過去５年間の同種業務における業務成績が７５点以上の業務管理者を配置」
- ③「当該業務の照査等に加え、発注者の承認を得た第三者による照査等を受注者の負担において実施」
- ④「代表者の品質証明書を提出」することを義務づけ。

対策２：再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の３分の１以内とし、低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う（第三者照査は除く）。

＜履行中対策＞

対策３：業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者の出席を義務付け。

対策４：履行確認の厳格化

低入札業務については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を成績評定に反映。

※ が更なる追加対策

《既対策の強化：配置予定担当技術者の制限強化》

入口対策の選択項目の一つとして実施している配置予定担当技術者の要件に業務成績の観点を加え、「配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、過去５年間の同種業務における業務成績が７５点以上の担当技術者を配置」に見直し。

《追加対策：再委託の上限を規定》

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の３分の１以内とし、低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う（第三者照査は除く）。